



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

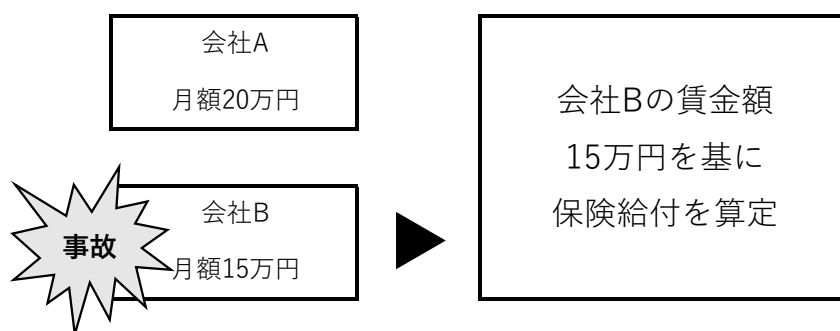
労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

複数の会社等に雇用されている方への 労災保険給付が変わります

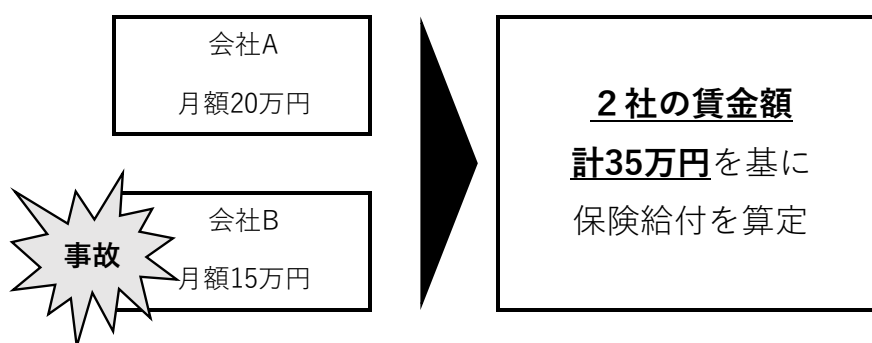
「労働者災害補償保険法」が改正され、複数の会社の賃金額を合算して保険給付額等を決めることになります。

【 現行制度 】 災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定



改正

【 改正後 】 すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定



令和2年9月1日以降に、けがをした方や病気になった方、お亡くなりになった方のご遺族の方が対象となります。

この他に、それぞれの勤務先ごとに評価判断していた労災認定が、**すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）も総合的に評価して労災認定できるかどうか判断する**ようになります。

詳細は、担当者にお気軽にご相談ください。

失業等給付の受給資格を得るために必要な 「被保険者期間」の算定方法が変わります

失業等給付を受けるためには、離職日以前の2年間に、原則として「被保険者期間」が通算して12か月以上あることが必要です。この「被保険者期間」の算入方法が令和2年8月1日以降は、次のように変わります。**(離職日が令和2年8月1日以降の方が対象)**

改正後

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、**または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月**を1か月として計算。

「離職証明書」の、「⑨欄」「⑪欄」に記載する日数が**10日以下の期間については、その期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「⑬備考」に記載してください。**

⑫ 賃 金 額			⑬ 備 考	労働時間数 を記載する
⑩	⑪	計		

厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定

厚生年金保険の上限等級（第31級・62万円）の上に、**等級（第32級・65万円）が追加され、上限等級が引き上げられます。** **ただし、健康保険の等級に変更はありません。**

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

改定後の新等級に該当する方がいる事業主に対し、9月下旬以降、「標準報酬改定通知書」が送付されます。**標準報酬月額の改定に際して、事業主からの届出は不要です。**